

クラブ委員会規約

第 1 章 名称

第 1 条 本委員会は北海道深川西高等学校クラブ委員会と称す。

第 2 章 所属

第 2 条 本委員会は北海道深川西高等学校生徒会に所属する。

第 3 章 目的

第 3 条 本委員会は生徒会の目的に則って会員の自主的活動の向上を図り健全なる心身を養成することを目的とする。

第 4 章 活動

第 4 条 本委員会は前章の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 校内外におけるクラブ活動
- (2) その他

第 5 章 クラブの設立

第 5 条 クラブ員は本校生徒会会員として各人の希望によって 1 クラブのみ加入できる。

第 6 条 クラブの設置は会長がこれを管理し代議員会で決する。

第 7 条 クラブの設置は 5 名以上で大会出場可能人数の発起人制とし同好会としての実績が 2 年以上ある場合に代議員会がこれを承認する。但し、発起人は必ずそのクラブに属するものとする。クラブの休部は 1 年間活動がない場合と目的に反する行為をとった場合とする。廃部は 3 年間活動がない場合に代議員会で決定する。

第 6 章 組織及び役員の任務

第 8 条 本委員会は各クラブ代表委員によって組織される。

第 9 条 本委員会に下記の役員を置く。

委員長 1 名、副委員長 1 名、書記 1 名、会計 1 名

第 10 条 役員は下記の任務を行う。

- (1) 委員長は本委員会を代表して会務を処理すると共に本委員会の議事を司る。

委員長は委員会開催にあたり、監査委員会にその旨を知らせなければならない。

- (2) 副委員長は委員長を補佐する。
- (3) 書記は本委員会の議事録、連絡に当たる。
- (4) 会計は本委員会の会計に当たる。
- (5) 各クラブ代表委員はクラブの運営にあたり諸帳簿を保管し、必要事項を記入しなければならない。

第7章 役員の選出及び任期

第11条 役員の任期は半年とする。

第12条 クラブ代表委員は各クラブにおいて選出される。

第13条 クラブ代表委員中より他の役員が選出される。但し書記は委員長の任命による。

第14条 本委員会内の役員は兼任を認めない。

第8章 クラブ活動

第15条 クラブの活動期間は4月1日より始まり翌年3月31日に終了する。

第16条 各クラブには顧問を置き、顧問はクラブの活動を援助する。

第9章 会計

第17条 本委員会の運営資金は生徒会費をもって充てる。

(1) 本委員会の会計年度は4月1日より始まり、2月10日に終わる。

(2) 冬を基礎とするクラブは、3月31日に終わる。

第18条 本委員会の予算、決算は代議員会の承認を要する。各クラブの予算、決算の承認はクラブ委員会において行う。

付 則 この規程は昭和32年4月1日より効力を発する。

この規程は平成9年5月7日一部改正する。

この規程は平成15年3月31日一部改正する。